

他人に自己の商号を使わせた者の責任

当社はY社A支店から建築工事を請け負い、予定通り工事を完成させ引き渡しを済ませましたが工事の残代金が一向に支払われないため、Y社に支払催告したところ、「Y社A支店長を名乗るBがY社の名を使って営業しているが、Y社とは会計を別にし独立採算でやっている。Bもそれを了承しているのでY社に支払義務はない。」として支払いを拒絶されました。Y社から残代金の支払いを受けることはできないのでしょうか。

1. 権利外観法理

実際には権利や権限がないにもかかわらず、あたかもそのような権利や権限があるかのように見える外観を有する者と、その外観を真実であると誤信した者との間で取引がなされた場合、その取引の効力を肯定すると無権利者の行為によって真の権利者の権利が害されることになりかねないので、そのような取引の効力を当然に許容することはできません。

しかし、虚偽の外観が作出されたことについて真の権利者に何らかの責任が認められるような場合には、むしろ虚偽の外観を真実だと誤信した取引の相手方を保護すべき場合もあるでしょう。

このように、虚偽の外観を作出した者が、その虚偽の外観を真実であると誤信して取引をした者に対して、その外観に基づく責任を負うべきであるとする理論を権利外観法理といい、取引の安全を保護することを目的としています。

民法、商法、会社法には権利外観法理を法定化した条文がいくつかあります。民法94条②に規定される通謀虚偽表示の善意の第三者保護、同109条～112条に規定される表見代理、商法14条、会社法9条の名板貸人の責任、商法24条の表見支配人の責任、会社法354条の表見代表取締役の責任などです。

本件はBがY社の商号を使用して営業していることから、Y社が名板貸責任を負うかが問題となります。

2. 名板貸責任

商号とは商人が自己を表示するための名称であり（商法11条①）、会社の名称は商号です（会社法6条①）。商号使用を他人に許諾すると、その商号を使用して営業をする会社を元々の商号で表示されている会社と誤認して取引をする者が現れることが考えられます。商号使用を許諾した者（名板貸人）と商号を使用する者（名板借人）との関係において、名板借人は名板貸人とは独立別個の人格である以上、名板貸人の商号を使用していても取引の契約当事者は名板借人自体であると解釈されますが、例外的に名板借人と取引をした者を保護するため名板貸人にも責任を負わせるのが名板貸責任の規定（商法14条、会社法9条）です。

名板借人を名板貸人と誤信するといっても、少しでも調べれば両者は別人格であることが容易に分かる場合もあれば、慎重な調査によっても別人格であることが分からない場合もあります。名板貸人の負担の下、名板借人の取引の相手方が保護されるのですから、誤認したことに過失があるような取引の相手方まで保護する必要があるかが問題となります。

最高裁は、商法旧23条（現14条に相当）に関し、「名義貸与者の責任は、その者を営業者なりと誤認して取引をなした者に対するものであって、たとえ誤認が取引をなした者の過失による場合であっても、名義貸与者はその責任を免れ得ないものというべく、ただ重大な過失は悪意と同様に扱うべきものであるから、誤認して取引をなした者に重大な過失があるときは、名義貸与者はその責任を免れるものと解するのを相当とする」と判示しました（最高裁昭和41年1月27日判決）。これは、誤認の過失があった場合でも取引は保護されるが、誤認について重過失があった場合には取引は保護されないとの判断をしたものと解されています。

この判決の事案は以下のようなものです。被告会社は大阪出張所（出張所主任は被告会社代表者の義弟）を設置しましたが3年ほどで廃止し、大阪出張所の事務所・電話等の設備とともに、被告会社の大阪方面の得意先を元出張所主任に譲渡し、大阪出張所に勤めていた被告会社社員は被告会社を辞めて元出張所主任個人の使用人となりました。被告会社は大阪出張所の廃止について一般に公告しなかったばかりか、被告会社大阪出張所の名称を用いた看板・角印・注文書等の取引用紙をそのまま元出張所主任に使用し続けさせ、出張所主任が取引の際に被告会社の名前を使うことを黙認していました。原告は被告会社に紹介されて元出張所主任に木材を売りましたが、その契約の際、元出張所主任の使用人は被告会社大阪出張所社員の肩書きの名刺を提示し、被告会社名義の取引用紙を使用して取引がなされたため、原告は被告会社と取引するものと誤認しました。さらに、被告会社は元出張所主任の原告に対する木材売買代金の一部支払いのため、被告会社が振り出した約束手形を元出張所主任の使用人を通じて原告に交付していました。残代金について元出張所主任が支払わなかったことから、原告は被告会社に残代金の支払いを求めて訴えを提起したというものです。

最高裁は、以上のような事情が認められる当該事件において、原告が契約の主体を被告会社であると誤認したことにつき重大な過失は認められないとして、被告会社（名板貸人）の支払義務を認めました。

3. 本件の場合

当社がBから工事を請け負った際に、BがY社A支店長としてY社の名称を用いていたこと、Y社はBのY社名称使用につき認識していたがそれを放置しその使用をさせないような手段をとっていなかったこと等の事情があるので、当社の誤信につき重大な過失が認められるような特段の事情がない限り、Y社の名板貸責任にもとづいてY社から残代金の支払いをうけることができるものと考えられます。